

自衛隊の駐屯地や基地の上にドローンを飛ばしてもいいの？

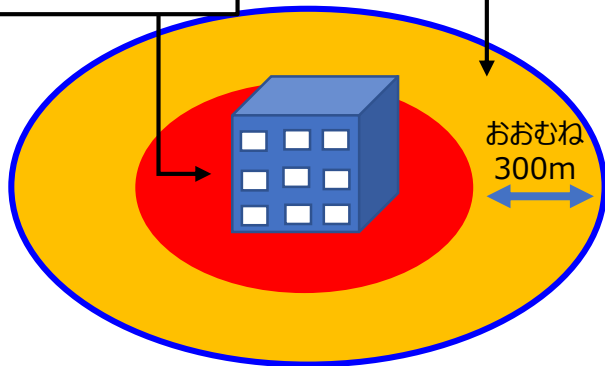


ドローン等による、防衛関係施設（自衛隊施設、在日米軍施設）等周辺の飛行は、**小型無人機等飛行禁止法により禁止**されています。（施設管理者の同意を得た場合等の例外を除く）

ドローンを含む小型無人機等の飛行禁止範囲など

対象施設の敷地・区域（レッドゾーン）

対象施設の周囲（イエローゾーン）



安全確保措置

警察官・海上保安官に加え、自衛隊施設を職務上警護する**自衛官による安全確保措置（退去命令、飛行妨害等）**を規定

※ 自衛隊施設の上空（レッドゾーン）以外は、**警察官等がその場にはいない場合**に限る。

罰則：1年以下の懲役

又は50万円以下の罰金

レッドゾーン：直罰

イエローゾーン：警察官等の命令に違反した場合



違反した場合は、

1年以下の懲役または50万円以下の罰金

に処されます。

また、違反者に対しては、機器の退去その他必要な措置を命ずることができ、一定の場合には、小型無人機等の飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置をとることがあります。



無許可での小型無人機等による防衛関係施設等の飛行は**違法行為**であり、大変危険ですので、**絶対に行わないでください。**